

# 令和6年度 手話奉仕員養成講座（基礎編）実施要領

## 1. 目的

この講座は、聴覚障がい、聴覚障がい者の生活及び関連する福祉制度等についての知識と手話で日常会話を行うのに必要な語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成し、聴覚障がい者の社会参加促進に役立てるため、厚生労働省の手話奉仕員養成講座カリキュラムに基づき開催するものである。

## 2. 実施期間

（自）令和6年6月6日（至）令和6年11月28日の毎週木曜日（全25講座）に実施し、各講座の実施日は、別添スケジュール表のとおりとする。

## 3. 実施内容

### (1) 手話奉仕員養成講座の概要

手話奉仕員養成講座基礎編（以下「基礎編」とする。）の実施。

#### ① 主催

三沢市、六戸町、おいらせ町、六ヶ所村

#### ② 実施形式

三沢ろう協会への委託とする。

#### ③ 実施場所

三沢市総合社会福祉センター内

住所 三沢市幸町3丁目11番5号

TEL 0176-51-8772（三沢市健康福祉部障がい福祉課直通）

FAX 0176-53-2266

#### ④ 開講時間

19時から20時30分

#### ⑤ 基礎編講座数

講座数は 全25講座とし、内訳は以下のとおりとする。

・講義 3講座 ・実技 22講座

#### ⑥ 教材等

##### ・テキスト

手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム等について（平成10年7月24日障企第63号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長通知）の内容に準じたテキストを使用することとし、テキストの手配、準備については、受講者自らが行うこととする。

##### ・物品等その他

その他基礎編で必要な物品等については、講師との協議の上、準備するものとする。

#### ⑦ 講師等

講座の開催に当たっては、ろう講師1名、健聴講師1名を配置するものとする。

## (2) 受講者の募集

### ① 広報文面及び手段

受講者の募集は、三沢市、六戸町、おいらせ町、六ヶ所村が行うものとし、募集に係る広報等の文面については、三沢市が作成したものを各町村に提供する。なお、募集に係る広報手段は各市町村の裁量とする。

### ② 募集期間及び申込方法

募集期間は、令和6年5月1日(水)から令和6年5月23日(木)までとする。

申込み方法は以下のとおりとする。

- ・各市町村に設置する別添受講申込書を各市町村の窓口に提出する方法
- ・FAXによる申込み

なお、各町村は、申し込みを受ける都度、受講申込書をFAXにて三沢市に提出するものとする。

### ③ 受講の対象

手話奉仕員養成講座入門編（以下「入門編」とする。）を過去に修了している者、またはそれと同程度の技術を有する者を受講者とする。

入門編修了と同程度の技術の証明として以下のいずれかの証明の提示を求めることがある。

- ・全国手話検定試験4級
- ・手話技能検定4級

また、手話サークル、クラブ等で上記と同等の技術若しくは経験を有する者も受講者とする。

過去に基礎編を受講した者の再受講も可能とする。

### ④ 受講者の決定方法

申込み多数の場合は、先着順とする。

なお、過去に基礎編を受講していない者、過去に入門編を修了した者又はそれと同程度の技術の証明を有する者を優先とする。

受講の可否については後日申込者本人に通知するものとする。

## (3) 講座の実施にあたって

### ① 受講生の出欠の確認等

受講生の欠席・遅刻等の連絡先は三沢市健康福祉部障がい福祉課とし、出欠記録表を作成し管理する。

### ② 休講について

悪天候（災害・警報等）やその他不測の事態が発生し、講座の実施が困難な場合は、休講とする。その判断は三沢市が行い、その旨各町村、受講生及び講師に対して連絡するものとする。

### ③ 基礎編の修了基準について

全25講座中、18講座以上出席した者を基礎編修了者とする。

## (4) 負担金の請求

三沢市が各市町村の負担金を算出し、各町村に請求するものとする。

(5) 注意事項

手話奉仕員養成講座で知り得た受講者の個人情報の取扱いに注意し、手話奉仕員養成講座以外での利用は禁ずる。

(6) その他

社会情勢などに鑑み、開催日程の変更をできることとする。